

授業料 入学金 教材費

などの教育訓練経費のうち

在学中に **50%** が

卒業後に **20%** が

教育訓練給付金として支給されます！



熊本県歯科医師会立 熊本歯科衛生士専門学校

○社会人入学をお考えの皆様へ

熊本歯科衛生士専門学校(歯科衛生士学科)は厚生労働大臣指定専門実践教育訓練の指定講座です。一定の条件を満たした対象者には、3年間で支払った教育訓練経費(在学中に**50%**、卒業後に**20%**)が支給されます。 ※平成31年度入学生より適用となります。

○専門実践教育訓練給付金とは？

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練(熊本歯科衛生士専門学校歯科衛生士学科)を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部(最大70%)をハローワークから支給されます。返還義務はありません。

※詳細につきましては、厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。



厚生労働省 教育訓練給付金



○給付金を受けることができる方

・初めて教育訓練給付金を受給する場合

→講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

・過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合

→平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

教育訓練給付金の受給をお考えの方は、事前に最寄りのハローワークにて受給資格の確認をしていただくことをお勧めいたします。

その他、ご不明な点がございましたら熊本歯科衛生士専門学校事務局までお気軽にお問い合わせください。

熊本歯科衛生士専門学校